

大阪狭山市建設工事希望型指名競争入札の試行実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪狭山市が発注する建設工事（以下「建設工事」という。）において、入札への参加意欲の高い建設業者の希望を徴することにより、より一層の競争性及び透明性を高める指名競争入札（以下「希望型指名競争入札」という。）を試行実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 希望型指名競争入札の対象とする建設工事（以下「対象工事」という。）は、指名競争入札により契約を締結しようとする次に掲げる工事とする。ただし、緊急に行う工事又は特殊な工事その他市長が特別な理由があると認める工事は、この限りでない。

- (1) 設計金額が500万円を超え1,500万円未満の土木一式工事
- (2) 設計金額が500万円を超え2,000万円未満の建築一式工事

(対象業者)

第3条 希望型指名競争入札に参加することができる者（以下「対象業者」という。）は、大阪狭山市建設工事請負業者等選定規程（昭和54年大阪狭山市規程第4号。以下「工事業者選定規程」という。）第11条第4項に規定する地元業者とする。

(対象工事の公表等)

第4条 市長は、希望型指名競争入札により対象工事の契約を締結しようとするときは、当該対象工事の入札参加者を指名するまでに、当該工事の概要、入札参加資格要件その他工事の施行に必要な事項を公表するものとする。

2 前項の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市のホームページへの掲載
- (2) 情報公開コーナーにおける閲覧

(発注の基準)

第5条 対象業者に対する各等級別の発注基準額は、別表のとおりとする。この場合において、発注基準額は、設計金額とする。

(入札参加資格)

第6条 希望型指名競争入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）を有する者は、

次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 大阪狭山市建設工事等指名停止要綱（昭和54年大阪狭山市要綱第8号）の規定に基づく指名停止の期間中でない者
- (2) 大阪狭山市建設工事暴力団対策措置要綱（平成5年大阪狭山市要綱第27号）の規定に基づく指名除外の期間中でない者
- (3) 別表に定める工事種別及び発注基準額に対応する等級に区分されている者
- (4) 対象工事に建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する主任技術者及び監理技術者を配置することができ、かつ、現場代理人を常に配置することができる者
- (5) 手持工事（対象工事と同種の建設工事で本市が発注したものに限るものとし、対象工事に係る入札の日において契約の期間中にあるものをいう。）の額の合計が、別表に定める手持工事の額を超えない者
- (6) 前各号に定めるもののほか、入札参加資格を別に定める場合は、当該入札参加資格を満たす者

（入札参加申請）

第7条 希望型指名競争入札への参加を希望する対象業者（以下「入札参加申請者」という。）は、第4条の規定により公表した入札参加資格要件を満たしているときは、発注する対象工事ごとに指定する日までに、大阪狭山市建設工事希望型指名競争入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（業者の決定）

第8条 市長は、前条の申請があったときは、工事業業者選定規程第4条に規定する大阪狭山市建設工事入札参加者資格審査会及び第12条第1項に規定する大阪狭山市指名業者選定審査会を経て入札参加の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の可否の決定をしたときは、書面によりその旨を入札参加申請者に通知しなければならない。

（指名の取消）

第9条 市長は、前条の規定により入札参加の決定を受けた者が第7条に規定する申請をした日から当該対象工事に係る入札の日までの間において、第6条第1号及び第2号に該当しなくなった場合その他市長が入札に参加させることが適当でない

と認める場合は、当該入札参加の決定を取り消すことができるものとする。

(入札の中止等)

第10条 市長は、対象工事に係る入札参加申請者が5者に満たないときは、当該入札を中止又は延期することができるものとし、直ちにその旨を入札参加申請者に通知するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

別表（第5条及び第6条関係）

工事種別	等級区分	発注基準額	手持工事の額
土木一式 工事	D	500万円以上 1,500万円未満	1億円
	E	500万円以上 1,500万円未満	4,000万円
建築一式 工事	D	500万円以上 2,000万円未満	7,500万円（ただし、 建設業法第3条第6項に規 定する特定建設業の許可を 有する業者については、 1億5,000万円とす る。）
	E	500万円以上 2,000万円未満	3,000万円